

特定非営利活動法人 atria 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 atria と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都府京都市左京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、若く才能のある芸術家・デザイナー・研究者が、金銭や環境の制約にとらわれず活動できるよう、それぞれに合った形で支援し、その作品や研究を多様な方法で社会とつなげることで、学問や芸術の価値がより多くの人に共有・共感される未来を創出することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 地域の自治体や関係機関との連携事業
- ② アート展や展示イベント、ワークショップの開催事業
- ③ オンライン上での作品・研究発表およびマッチングプラットフォーム事業
- ④ 地域の住民や観光客を対象としたアートワークショップの実施事業
- ⑤ 地域の観光振興や町おこしを目的としたアートモニュメント制作事業
- ⑥ 若手表現者への住居・食事支援事業
- ⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 事業の実施に必要な資金を確保するためのグッズ販売やスポンサーシップ受取事業
- ② 会員相互の親睦を図るための交流会やイベントの開催事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法によって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 51 条及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者

がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 会員の除名

(4) 資産の管理の方法

(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) 総会に付議すべき事項

(8) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法によって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者があつた場合には、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員入会金および会費 0円
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 年額一口10,000円（一口以上）
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和8年11月30日までとする。
- | 役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|--------|------|
| 理事 | 高貝 竜空 | 理事長 |
| 同 | 久留木 彩美 | 副理事長 |
| 同 | 松元 滉之介 | |
| 同 | 原 直誉 | |
| 監事 | 市川 雄也 | |
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年8月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 atria

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事長	高貝 竜空		有
副理事長	久留木 彩美		無
理事	松元 滉之介		無
理事	原 直誉		無
監事	市川 雄也		無

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代における芸術および学術分野は、その専門性が高度化し、ますます複雑化しています。これにより、高い専門知識や深い理解を求められる一方で、その価値が社会において十分に認識されない状況が続いております。特に、若年層の表現者・探究者においては、活動基盤の脆弱さや経済的制約、発表機会の不足などにより、その能力を発揮することが困難な状況にあります。さらに、社会全体における芸術や学術への理解や関心が希薄化している現実があります。

また、現代社会においては、創造性や深い専門的知識を持つ人材のニーズが高まり、これらの人々の活躍が求められています。しかし、芸術・学術分野への投資は依然として少なく、これらの領域の発展が十分に促進されていないという課題も抱えています。これにより、社会とこれらの活動との接続が断たれ、創造的な成果が社会に対して十分に還元されていないという問題が浮き彫りになっています。

このような現状を背景に、芸術家、デザイナー、研究者等、さまざまな分野における若手表現者・探究者が、自身の専門性を最大限に発揮し、継続的かつ自律的に活動できる環境を提供することを目的として本法人を設立します。これにより、表現者・探究者がその能力を存分に発揮し、社会との有機的な接続を図り、文化および学術的価値を社会に浸透させ、持続可能で多様性に富んだ社会の形成に貢献することを目指します。

本法人は、以下の活動を通じて、その目的を達成します。

1. 金銭的支援に加え、表現活動を行うために必要な物理的・環境的な基盤整備を行い、継続的な活動が可能となるための支援を提供します。
2. 展示会、研究発表会、ワークショップ等を通じて、社会との接点を創出し、表現者・探究者に新たな発表機会を提供します。
3. 企業、行政、市民などと連携し、研究成果や作品を社会に還元する機会を創出します。これにより、表現者・探究者と実社会との橋渡しを行います。
4. 同世代や異分野の表現者・探究者をつなぐコミュニティを形成し、継続的な交流を促進することで、新たな創造性や発展的なシナジーを生み出します。
5. スポンサーシップや助成金の獲得、収益事業の開発を通じて、本法人の活動の自立的運営・持続的な成長を実現します。

本法人は、これらの活動を通じて、芸術および学術の分野の発展を支援し、その社会的共感を広げ、より豊かで創造性あふれた社会の形成に貢献してまいります。そのために、関係機関や地域の方々と連携しながら、広範な活動を通じて、社会全体に新たな価値を提供します。

2 申請に至るまでの経過

令和5年より、株式会社Portableにて取締役として全国の美大・芸大生の支援事業に従事する傍ら、同年より「学問バーkisi 京都店」の店長として、多くの研究者に対する登壇機会の提供・交流の場の運営を行ってまいりました。

これら二つの活動を通して、さまざまな文化的価値や学術的知見を社会に共有してきた一方で、研究者・表現者が直面する課題は、画一的な手法では解決できず、それぞれの立場や志向に即した個別的・継続的な支援が求められている現実を痛感いたしました。

また、文化・学術の活動およびそれを支える支援の持続性を確保するには、安定的かつ多様な資金源の確保が不可欠であると感じております。

こうした課題意識のもと、理念に共感する方々と協力しながら、多角的な支援活動を推進し、より多くの才能が適切な形で社会と接続される仕組みを築くことを目的として、寄付や助成金の活用を視野に入れたNPO法人を設立する運びとなりました。

2025年 4月 25日

特定非営利活動法人 atria

設立代表者

氏名 高貝 竜空

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人 atria

1 事業実施の方針

本年度は、法人としての基盤を固めることを最優先課題とし、社会的信頼の獲得と認知拡大を目指す。

特に以下の目標に取り組み、着実な実績の積み重ねを通じて、次年度以降の持続的展開に繋げる。

- ・自治体や民間企業との関係構築を進め、地域創生に資する継続的な事業・イベントの共催体制を整える。
- ・創造性と公共性を両立させた展示会・イベントを開催し、多様な人々が参加・共感できる機会を提供する。
- ・イベントの企画・運営・実施を一貫して担う体制を確立し、安定的かつ継続的な事業運営の基盤を構築する。

この過程においては、活動の透明性と記録性を意識しながら、今後の拡張性を見据えた事業の型づくりに注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
① 地域の自治体や関係機関との連携事業	・自治体・大学・文化施設等と協働し、表現者支援や地域活性を行う事業。 ・本年度は、行政と連携した取り組みを行うために、地域課題や文化資源に関する情報収集を行い、若手表現者との協働によるモデル事業の企画・試行を実施する。対話機会の創出と関係構築を通じ、次年度以降の本格実施につなげる。	(A) 一年を通し継続的に行う。 (B) 公共施設等 (C) 5名程度	(D) 自治体・大学関係者、若手表現者 (E) 未定

② アート展や展示イベント、ワークショップの開催事業	・若手表現者の発表機会を創出する展覧会や創作型イベントを企画運営。	(A)年2回(4,8月) (B)都内レンタルスペース (C)5人	(D)若手表現者、一般来場者 (E)約200名
③ オンライン上での作品・研究発表およびマッチングプラットフォーム事業	・研究者・芸術家と社会をつなぐオンライン発信・協働マッチングを提供。	・本事業年度は、実施予定なし。	
④ 地域の住民や観光客を対象としたアートワークショップの実施事業	・地域住民や来訪者向けに創作体験を提供し、文化交流の機会を創出。	(A)年2回(2月と7月) (B)レンタルスペースや市民ホールなど (C)5名	(D)地域住民、観光客 (E)各回20名程度
⑤ 地域の観光振興や町おこしを目的としたアートモニュメント制作事業	・アーティストによる地域資源を活かしたモニュメント制作を支援・実施。	・本事業年度は、実施予定なし。	
⑥ 若手表現者への住居・食事支援事業	・滞在型表現・研究活動を支える住居や軽食提供を行う場の整備と運営。	・本事業年度は、実施予定なし。	
⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業		・本事業年度は、実施予定なし。	

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 事業の実施に必要な資金を確保するためのグッズ販売やスポンサーシップ受取事業	・グッズ販売・協賛金募集など。	・本事業年度は、実施予定なし。	
② 会員相互の親睦を図るための交流会やイベントの開催事業	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年3回 (4, 8, 12月) (B) 都内レンタルスペース (C) 5人	200

2026年度の事業計画書

2026年 9月 1日から 2027年 8月 31日まで

特定非営利活動法人 atria

1 事業実施の方針

本年度は、前年度の成果を踏まえたうえで、組織の運営体制を安定させ、活動の質・量ともに拡大を図る。

引き続き、行政・民間企業・大学・文化機関との協業を深化させながら、以下の重点事項に取り組む。

- ・年間を通じた複数の企画運営を実施し、表現者にとって持続可能な発表機会の創出、及び観客にとっての文化的享受の場を充実させる。
- ・地域ごとの特色やニーズを踏まえた活動を展開し、複層的な文化交流の場を築く。
- ・より大規模な展示やネットワーク形成を見据え、全国各地の関係団体との連携や共催によるコミュニティ基盤の拡充を図る。

中長期的には、atria独自の支援スキームとプラットフォームを確立し、全国的な文化支援インフラの一翼を担う体制を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
① 地域の自治体や関係機関との連携事業	・自治体・大学・文化施設等と協働し、表現者支援や地域活性を行う事業。	(A) 一年を通し継続的に行う。 (B) 公共施設等 (C) 20名程度	(D) 自治体・大学関係者、若手表現者 (E) 未定

② アート展や展示イベント、ワークショップの開催事業	・若手表現者の発表機会を創出する展覧会や創作型イベントを企画運営。	(A) 年4回(11月、2月、5月、8月) (B) レンタルスペースなど (C) 6～8名	(D) 若手表現者、一般来場者 (E) 約300名
③ オンライン上での作品・研究発表およびマッチングプラットフォーム事業	・若手表現者の作品や研究活動をオンラインで紹介し、企業や自治体等とのマッチングを促進する。	(A) 一年を通し継続的に行う。 (B) オンライン上 (C) 3人	(D) 表現者・研究者、企業・行政関係者 (E) 100名
④ 地域の住民や観光客を対象としたアートワークショップの実施事業	・地域住民や来訪者向けに創作体験を提供し、文化交流の機会を創出。	(A) 年4回(2月と5月、8月、11月) (B) レンタルスペースや市民ホールなど (C) 5名	(D) 地域住民、観光客 (E) 各回20名程度
⑤ 地域の観光振興や町おこしを目的としたアートモニュメント制作事業	・アーティストによる地域資源を活かしたモニュメント制作を支援・実施。	・本事業年度は、実施予定なし。	
⑥ 若手表現者への住居・食事支援事業	・滞在型表現・研究活動を支える住居や軽食提供を行う場の整備と運営。	・本事業年度は、実施予定なし。	
⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業		・本事業年度は、実施予定なし。	

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 事業の 実施に必要な資金を確保するための販売やスポンサーシップ受取事業	・グッズ販売・協賛金募集など、自立的な運営のための収益活動。	・本事業年度は、実施予定なし。	
② 会員相互の親睦を図るための交流会やイベントの開催事業	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年 3 回 (4, 8, 12 月) (B) 都内レンタルスペース (C) 5 人	3 0 0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から2026年8月31日まで

特定非営利活動法人atria

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	300,000		300,000
2 受取寄附金			
受取寄付金	1,000,000		1,000,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
公的助成金			
4 事業収益			
活動者支援事業			
企画・イベント運営事業	300,000	350,000	650,000
産官民連携・協働推進事業			
イベント等におけるアート販売・			
依頼請負事業	200,000		200,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	1,800,000	350,000	2,150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	200,000		
会議費			
会場・設営費	400,000	200,000	600,000
通信費	20,000		20,000
水道光熱費	40,000		40,000
地代家賃	240,000		240,000
旅費・交通費	140,000		140,000
広告宣伝費	100,000		100,000
消耗品費	60,000		60,000
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
雑費			
その他経費計	1,200,000	200,000	1,400,000
事業費計	1,200,000	200,000	1,400,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	360,000		360,000
給料手当			
人件費計	360,000		360,000
(2) その他経費			
会議費			
通信費	20,000		20,000
水道光熱費	40,000		40,000
地代家賃	240,000		240,000
旅費・交通費			
減価償却費			
支払利息			
雑費	60,000		60,000
その他経費計	360,000		360,000
管理費計	720,000		720,000
経常費用計	1,920,000	200,000	2,120,000
当期経常増減額	-120,000	150,000	30,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額	150,000	-150,000	
当期正味財産増減額	30,000		30,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			30,000

2026年度 活動予算書

2026年 9月 1日から 2027年 8月 31日まで
 特定非営利活動法人atria

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	500,000		500,000
2 受取寄附金			
受取寄付金	1,500,000		1,500,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
公的助成金			
4 事業収益			
活動者支援事業	200,000		200,000
企画・イベント運営事業	800,000	500,000	1,300,000
産官民連携・協働推進事業			
イベント等におけるアート販売・	400,000		400,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	3,400,000	500,000	3,900,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	500,000		500,000
会議費			
会場・設営費	1,000,000	300,000	1,300,000
通信費	20,000		20,000
水道光熱費	40,000		40,000
地代家賃	240,000		240,000
旅費・交通費	200,000		200,000
広告宣伝費	300,000		300,000
消耗品費	80,000		80,000
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
雑費			
その他経費計	2,380,000	300,000	2,680,000
事業費計	2,380,000	300,000	2,680,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		600,000
給料手当			
人件費計	600,000		600,000
(2) その他経費			
会議費			
通信費	20,000		20,000
水道光熱費	40,000		40,000
地代家賃	240,000		240,000
旅費・交通費			
減価償却費			
支払利息			
雑費	60,000		60,000
その他経費計	360,000		360,000
管理費計	960,000		960,000
経常費用計	3,340,000	300,000	3,640,000
当期経常増減額	60,000	200,000	260,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額	200,000	-200,000	
当期正味財産増減額	260,000		260,000
前期繰越正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			290,000